

南陽市と国立大学法人東京大学先端科学技術研究センターとの
包括的連携に関する協定書

南陽市（以下「甲」という）と、国立大学法人東京大学先端科学技術研究センター（以下「乙」という）は、相互の発展のため連携と協力をすることに合意し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が連携と協力により、学術の振興、産業の発展及び活力ある個性豊かな地域づくりに資することを目的とする。

（連携内容）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、それぞれの機関の有する知識、経験及び能力を活かし、以下各号に掲げる共同での取組みを実施するものとする。

- （1）南陽市内における乙の活動の支援
- （2）首都圏内における甲の地域振興に関する活動の支援
- （3）セミナーの開催や研究成果物の展示による研究内容・成果の紹介
- （4）インクルーシブデザインラボに関する取組み
- （5）研究開発プロジェクト組成
- （6）人材育成
- （7）その他、甲及び乙が新たに提案する案件

（有効期間）

第3条 この協定の有効期間は本協定の締結日から令和4年3月31日までとする。但し、期間満了の1ヶ月前までにいずれか一方からの書面による終了の意思表示がないときは更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

（疑義の決定）

第4条 本協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義が生じた場合には、甲と乙が協議の上、決定する。

以上のとおり協定を締結したことを証するため、本協定書2通を作成し、両者署名の上、各自その1通を保有する。

令和元年7月18日

甲 山形県南陽市三間通436番地の1
南陽市長

乙 東京都目黒区駒場4丁目6番1号
東京大学 先端科学技術研究センター
所 長